

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年5月22日

### 1 意見の概要

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：(仮称) クリエイトS・D東松山材木町店

所在地：埼玉県東松山市材木町19-30

#### ロ 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による市町村の意見の概要

- ・騒音・振動規制法に該当する施設を設置する場合には届出が必要です。
- ・特定建設作業に伴う建設工事を施工する場合には届出が必要です。

### 2 縦覧期間

令和8年5月22日から令和8年6月22日まで

### 3 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所